

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第四十五号

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則

給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（給与条例第二十六条の三の規則で定めるもの）

**第六条の二** 給与条例第二十六条の三の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 職員の共済制度に関する条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十三号）第一条に規定する組合（次条において「互助会」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）その他の職員の福利厚生のための事業を行う団体が取り扱う保険の保険料その他これに類する費用

二 職員団体が行う職員の福利厚生のための事業に係る費用

三 職員団体の組合費

四 職員の福利厚生のための事業を行う団体の会費、職員相互間の親睦を図るための団体の会費その他これらに類する費用

五 職員の職務の遂行に伴い生ずる費用のうち職員が負担すべきもの

第七条第一項中「総務厚生センター所長は」の下に「、前条各号に掲げるもののほか」を加え、同項第二号中「（これに相当するものを含む。以下同じ。）」を削る。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。